

名教委教訓令第1号

事 務 局

名古屋市教育委員会事務局課長補佐設置規程（令和6年名教委教訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
1 名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第9号）第2条の課に次の組織を置く。 総務部 （略） 人権教育課 課長補佐（人権教育） <u>課長補佐（同和教育）</u> （略） 人事部 人事課 課長補佐（事務局人事） （略） 教職員研修・採用課 課長補佐（教職員研修・採用） （略）	1 名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第9号）第2条の課に次の組織を置く。 総務部 （略） 人権教育課 課長補佐（人権教育） <u>(2)</u> （略） 人事部 人事課 課長補佐（事務局人事） <u>課長補佐（人事・服務に係る特命事項の処理）</u> （略） 教職員研修・採用課 課長補佐（教職員研修・採用） <u>課長補佐（教員採用に係る特命事項の処理）</u> （略）

<p>新しい学校づくり推進部</p> <p>新しい学校づくり推進課</p> <p>(略)</p> <p><u>課長補佐 (安全安心な居場所づくり・教育相談体制)</u></p> <p><u>課長補佐 (安全安心な居場所づくり)</u></p> <p>(略)</p> <p>課長補佐 (不登校児童生徒支援に係る企画調整)</p> <p>子ども応援課</p> <p>(略)</p> <p>課長補佐 (危機管理等)</p> <p>(略)</p> <p>教育支援部</p> <p>義務教育課</p> <p>(略)</p> <p>課長補佐 (キャリア教育) (2)</p> <p>(略)</p> <p>学校保健課</p> <p>課長補佐 (保健体育)</p> <p>(略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>新しい学校づくり推進部</p> <p>新しい学校づくり推進課</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>課長補佐 (不登校児童生徒支援に係る企画調整)</p> <p><u>課長補佐 (フリースクール等に係る企画調整)</u></p> <p>子ども応援課</p> <p>(略)</p> <p>課長補佐 (<u>教育相談体制・危機管理等</u>)</p> <p>(略)</p> <p>教育支援部</p> <p>義務教育課</p> <p>(略)</p> <p>課長補佐 (キャリア教育) (2)</p> <p><u>課長補佐 (日本語教育)</u></p> <p>(略)</p> <p>学校保健課</p> <p>課長補佐 (保健体育)</p> <p><u>課長補佐 (学校外プール活用)</u></p> <p>(略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。